

五泉市排水設備指定工事店 異動届出時の必要書類

※各種証明書類の提出は原本で、3ヶ月以内のものとする

異動事項	チェック	提出書類の名称	備考
※共通※	☐	異動届（様式あり）	
	☐	暴力団等の排除に関する誓約書（様式あり）	選任責任技術者や電話番号など変更の場合は不要
商号	☐	商業の登記事項証明書（履歴事項全部証明書）	
	☐	指定工事店証原本	
	☐	選任者の責任技術者証	
	☐	※個人から法人に変わった場合は定款の写しが必須となります。	有限から株式に移行した場合も同様
代表者	☐	商業の登記事項証明書（履歴事項全部証明書）	個人の場合は住民票、在留カード又は特別永住者証明書の写し
	☐	指定工事店証原本	
	☐	経歴書	任意の書式（最終学歴から土木・建設関係の経歴など。履歴書でも可）
	☐	五泉市下水道排水設備指定工事店規程第3条第1項第4号ア及びオに該当しないことを誓約する書類	様式第1号—4
	☐	※代表者が責任技術者として登録していた場合は解除の届出も必須となります。	名簿に新規登録する際は責任技術者の届出も必要です。
責任技術者の 変更(解除)	☐	選任責任技術者名簿（様式あり）	
	☐	責任技術者証の裏表の写し	
	☐	責任技術者の選任を確認できるもの以下のうちいずれか一つ	
	☐	・組合健康保険、政府管掌健康保険被保険証の写し（雇用関係を証明できない国民健康保険証は除く）	
	☐	・雇用保険被保険者資格取得確認通知書及び労働保険料領収書の写し	
	☐	・従業員全員の賃金台帳及び所得税納付額領収書の写し	
	☐	・源泉徴収簿及び所得税納付額領収書の写し	
住居表示された場合	☐	住民票記載事項証明書または住居表示変更通知書	代表者の住民票もしくは商業の登記事項証明書でも可 本籍は記載しない
	☐	指定工事店証原本	
電話番号	☐	異動届出の用紙のみ提出	
営業所移転	☐	営業所の付近見取図（住宅明細図等に位置を示す）	
	☐	営業所の写真（外観、内観）	
	☐	営業所の平面図	
	☐	商業の登記事項証明書（個人の場合は、移転先がわかる住民票等）	法務局
	☐	指定工事店証原本	
	☐	固定資産物件証明書（建物の登記事項証明書でも可）または賃貸借契約書の原本および写し	原本は確認後その場で返却
営業所（仮）移転	☐	営業所の付近見取図（住宅明細図等に位置を示す）	
	☐	営業所の写真（外観、内観）	
	☐	営業所の平面図	
	☐	指定工事店証原本	
	☐	固定資産物件証明書（建物の登記事項証明書でも可）または賃貸借契約書の原本および写し	原本は確認後その場で返却

※商業の登記事項証明書は、原則履歴事項全部証明とする。